

平成28年12月15日

お客様各位

巣鴨信用金庫

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について

～還付金詐欺被害からお客様をお守りするために～

いつも巣鴨信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

お客様にはご既承のことと存じますが、昨今、振り込め詐欺の被害が多発しております。
特にキャッシュカードによるお振り込みに不慣れなご年配のお客様を ATM コーナーに誘導して、ご預金を振り込ませる「還付金詐欺」が急増しております。

当金庫では、このような被害を防止するための緊急対応として、以下の通りキャッシュカードの振込機能の一部利用制限を実施いたします。大変ご不便をお掛けいたしますが、お客様の大切なご預金を卑劣で悪質な犯罪からお守りするための対応となりますので、何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1. 緊急対応の内容

- ・次のお客様におかれましては、ATMでのキャッシュカードによるお振り込みができなくなります（振込限度額を「0円」といたします）。

(1) 対象となるお客様

当金庫で口座をお持ちの

- ① 70歳以上で、かつ
- ② 過去3年超キャッシュカードによるお振り込みのご利用が無いお客様

(2) 対応開始日

平成29年1月5日（木）より （※順次対応いたします。）

2. 対象のお客様がキャッシュカードによるお振り込みをご希望される場合について

- ・当金庫窓口でお振り込み手続きが可能です。お近くの職員までお声をお掛けください。

3. ATMで継続的にキャッシュカードによる振り込みができるようにする手続きについて

- ・平日の営業時間内（午前9時から午後3時）に当金庫窓口へキャッシュカードとご本人を確認できる書類をご持参ください。

以上

<上記についてのお問い合わせ>

巣鴨信用金庫 お客様相談室

フリーダイヤル:0120-45-0690 受付時間:平日9時～17時（土・日・祝日除く）

